

報 告 事 項

令 和 5 年 9 月 定 例 会

令和5年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件 名 | ページ |
|------|--|-----|
| 23 | 令和4年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について | 5 |
| 24 | 令和4年度岡崎市土地開発基金の運用状況について | 9 |
| 25 | 令和4年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について | 15 |
| 26 | 株式会社岡崎さくら電力の経営状況について | 21 |
| 27 | 工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱一丁目地内） | 27 |
| 28 | 工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱町地内） | 31 |
| 29 | 訴えの提起に関する専決処分について | 35 |
| 30 | 訴えの提起に関する専決処分について | 39 |
| 31 | 和解及び損害賠償の額を定める専決処分について | 43 |

令和5年報告第23号

令和4年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和4年度岡崎市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度岡崎市一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | | |
|-------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-----------------|
| | | | | 年割額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
| | | | | | 特 定 財 源 | | | 一般 財源 |
| | | | | | 国 県 支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 8 土木費 | 7 土地 区画 整理費 | 柱町線 整備 事業 | 平成 28 年度 | 円 95,185,000 | 円 21,450,000 | 円 46,000,000 | 円 | 円 27,735,000 |
| | | | 平成 29 年度 | 714,972,000 | 187,000,000 | 452,000,000 | | 75,972,000 |
| | | | 平成 30 年度 | 533,852,000 | 203,494,000 | 295,000,000 | | 35,358,000 |
| | | | 令和 元 年度 | 1,432,096,000 | 544,038,000 | 447,000,000 | | 441,058,000 |
| | | | 令和 2 年度 | 279,234,000 | 58,162,000 | 47,000,000 | | 174,072,000 |
| | | | 令和 3 年度 | 0 | | | | |
| | | | 令和 4 年度 | 224,155,000 | 89,100,000 | 103,000,000 | | 32,055,000 |
| | | | 計 | 3,279,494,000 | 1,103,244,000 | 1,390,000,000 | | 786,250,000 |

継続費精算報告書

| 実 績 | | | | | 比 較 | | | | |
|---------------|---------------|---------------|-----|-------------|---------------------|--------------|--------------|-----|-------------|
| 支出 済額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | 年割額と 支出済額 の 差 | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
| | 特 定 財 源 | | | 一般 財源 | | 特 定 財 源 | | | 一般 財源 |
| | 国 県 支出金 | 地 方 債 | その他 | | | 国 県 支出金 | 地 方 債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 92,268,234 | 21,450,000 | 46,000,000 | | 24,818,234 | 2,916,766 | 0 | 0 | | 2,916,766 |
| 713,739,660 | 187,000,000 | 452,000,000 | | 74,739,660 | 1,232,340 | 0 | 0 | | 1,232,340 |
| 533,849,750 | 203,494,000 | 295,000,000 | | 35,355,750 | 2,250 | 0 | 0 | | 2,250 |
| 662,541,176 | 344,124,000 | 283,700,000 | | 34,717,176 | 769,554,824 | 199,914,000 | 163,300,000 | | 406,340,824 |
| 492,507,203 | 199,914,000 | 163,000,000 | | 129,593,203 | △213,273,203 | △141,752,000 | △116,000,000 | | 44,478,797 |
| 249,930,163 | 129,250,000 | 47,000,000 | | 73,680,163 | △249,930,163 | △129,250,000 | △47,000,000 | | △73,680,163 |
| 224,154,377 | 89,100,000 | 103,000,000 | | 32,054,377 | 623 | 0 | 0 | | 623 |
| 2,968,990,563 | 1,174,332,000 | 1,389,700,000 | | 404,958,563 | 310,503,437 | △71,088,000 | 300,000 | | 381,291,437 |

令和5年報告第24号

令和4年度岡崎市土地開発基金の運用状況について

令和4年度において岡崎市土地開発基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度土地開発基金運用状況調書

| | | | | |
|--------|---------|---------|--------------|----|
| 基金定額 | | | 500,000,000円 | |
| 現金 | 前年度末現在高 | | 0円 | |
| | 受 | 利子収入高 | 預金 | 0円 |
| | | | 貸付金 | 0円 |
| | 入 | 貸付金償還高 | | 0円 |
| | | 基金繰入高 | | 0円 |
| | | 小計 | | 0円 |
| | 支 | 貸付金貸付高 | | 0円 |
| | | 一般会計繰出高 | | 0円 |
| | | 小計 | | 0円 |
| | 計 | | | 0円 |
| 債権 | 前年度末現在高 | | 500,000,000円 | |
| | 貸付金貸付高 | | 0円 | |
| | 貸付金償還高 | | 0円 | |
| | 計 | | 500,000,000円 | |
| 年度末現在高 | | | 500,000,000円 | |

付表 貸付金の状況

| | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|--------|-------|--------------|
| 貸付先 | 岡崎市土地開発公社 | 貸付利率 | 無利息 | | |
| 貸付の状況 | | 前年度末未償還金 | 償還等の状況 | | 年度末未償還金 |
| 貸付年月日 | 貸付金額 | | 償還金 | 貸付金利息 | |
| 平成22年4月1日 | 500,000,000円 | 500,000,000円 | 0円 | 0円 | 500,000,000円 |

5 監第74号
令和5年8月4日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

| | |
|---------|---------|
| 岡崎市監査委員 | 高 橋 重 長 |
| 同 | 長谷川 龍 伸 |
| 同 | 中 根 武 彦 |
| 同 | 井 町 圭 孝 |

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度岡崎市土地開発基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度 岡崎市基金運用状況審査意見

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第7号の規定による審査

第2 審査の対象

令和4年度 岡崎市土地開発基金

第3 審査の期間

令和5年5月31日から同年8月4日まで

第4 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿、証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の結果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市土地開発基金

基金定額 500,000,000 円をもって運用されており、その状況は次表のとおりである。

1 基金の運用状況

(単位：円)

| 区 分 | 令和 3 年度末 現在高 | 令和 4 年度中の増減 | | 令和 4 年度末 現在高 |
|------------------|-----------------|-------------|-------|-----------------|
| | | 増 加 高 | 減 少 高 | |
| 基 金 定 額 | 500,000,000 | 0 | 0 | 500,000,000 |
| 運 用 状 況 | 現 金 | 0 | 0 | 0 |
| | 貸 付 金 | 500,000,000 | 0 | 500,000,000 |
| | 計 | 500,000,000 | 0 | 500,000,000 |

注 岡崎市土地開発公社に対する貸付金として運用されており、無利息であるので運用益は発生していない。

2 岡崎市土地開発公社貸付金管理状況

(単位：円)

| 令和 3 年度末 未償還元金 | 令和 4 年度中の貸付及び償還金 | | 令和 4 年度末 未償還元金 |
|-------------------|------------------|-------|-------------------|
| | 貸 付 金 | 償 還 金 | |
| 500,000,000 | 0 | 0 | 500,000,000 |

令和5年報告第25号

令和4年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況について

令和4年度において岡崎市市産材調達管理基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年度市産材調達管理基金運用状況調書

| | | | |
|-------------------------|---------|-------------|-------------|
| 基金定額 | | 20,000,000円 | |
| 現金 | 前年度末現在高 | -円 | |
| | 受入高 | 基金繰入高 | 20,000,000円 |
| | | 前年度未収金 | -円 |
| | | 小計 | 20,000,000円 |
| | 支払高 | 木材調達経費支払高 | 0円 |
| | | 前年度未払金 | -円 |
| | | 小計 | 0円 |
| | 計 | | 20,000,000円 |
| 木材 | 前年度末現在高 | -円 | |
| | 受入高 | 0円 | |
| | 払出高 | 0円 | |
| | 計 | 0円 | |
| 年度末現在高 | | 20,000,000円 | |
| 支払資金総額 | | 0円 | |
| 回数転率 (支払資金総額 / 基金定額) | | 0.00回 | |

付表 木材調達の状況

| 木材の受入状況 | | | 木材の払出状況 | | |
|---------|------|----------------|---------|------|----------------|
| 受入年月日 | 受入価格 | 受入数量 | 払出年月日 | 払出価格 | 払出数量 |
| 年月日 | 円 | m ³ | 年月日 | 円 | m ³ |
| 年月日 | | | 年月日 | | |
| 年月日 | | | 年月日 | | |
| 年月日 | | | 年月日 | | |
| 年月日 | | | 年月日 | | |
| 計 | 0 | 0 | 計 | 0 | 0 |

5 監第75号
令和5年8月4日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

| | |
|---------|---------|
| 岡崎市監査委員 | 高 橋 重 長 |
| 同 | 長谷川 龍 伸 |
| 同 | 中 根 武 彦 |
| 同 | 井 町 圭 孝 |

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度岡崎市市産材調達管理基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度 岡崎市基金運用状況審査意見

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第7号の規定による審査

第2 審査の対象

令和4年度 岡崎市市産材調達管理基金

第3 審査の期間

令和5年5月31日から同年8月4日まで

第4 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿、証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の結果

運用状況報告書の計数は正確であると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

岡崎市市産材調達管理基金

当基金は令和4年度に新たに設置した基金であり、基金定額 20,000,000 円である。その状況は次表のとおりである。

1 基金の運用状況

(単位：円)

| 区 分 | 令和3年度末 現在高 | 令和4年度中の増減 | | 令和4年度末 現在高 |
|----------|---------------|------------|------------|---------------|
| | | 増 加 高 | 減 少 高 | |
| 基金定額 | - | 20,000,000 | 0 | 20,000,000 |
| 運用 状況 | 現金 | - | 20,000,000 | 20,000,000 |
| | 木材 | - | 0 | 0 |
| | 計 | - | 20,000,000 | 20,000,000 |

2 定額の資金を運用するための基金の当該定額の回転の状況

(単位：円、回)

| | |
|------------------|------------|
| 基金定額 | 20,000,000 |
| 支払資金総額 | 0 |
| 回転率（支払資金総額／基金定額） | 0.00 |

令和5年報告第26号

株式会社岡崎さくら電力の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社岡崎さくら電力の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

事業の概要

(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)

1 主な事業内容

- (1) 発電事業及び電気、熱エネルギーその他のエネルギーの販売に関する事業
- (2) 電気の売買の仲介事業
- (3) 電気、熱等の検針及びそれに伴う請求書発行等の事業
- (4) 前各号の事業に関わるエンジニアリング及びコンサルティング

2 事業所の所在地

岡崎市久後崎町字本郷53番地

3 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式総数 1,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 株式数内訳

| 株主名 | 所有株式数 | 持株比率 |
|-----------------|-------|------|
| 岡崎市 | 510株 | 51% |
| NTTアノードエナジー株式会社 | 150株 | 15% |
| 中部電力ミライズ株式会社 | 150株 | 15% |
| 東邦ガス株式会社 | 150株 | 15% |
| 岡崎信用金庫 | 40株 | 4% |

貸借対照表

(令和5年4月30日現在)

(単位：円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------|--------------------|----------|--------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | <u>774,385,400</u> | 流動負債 | <u>736,158,927</u> |
| 現金及び預金 | 544,908,831 | 買掛金 | 527,867,122 |
| 売掛金 | 226,699,592 | 短期借入金 | 160,000,000 |
| 前払費用 | 576,977 | 未払費用 | 2,304,145 |
| 未収入金 | 2,200,000 | 未払法人税等 | 17,573,200 |
| | | 未払消費税等 | 28,353,200 |
| 固定資産 | <u>2,684,519</u> | 預り金 | 61,260 |
| 投資その他の資産 | 2,684,519 | 負債合計 | <u>736,158,927</u> |
| 出資金 | 10,000 | 純資産の部 | |
| 繰延税金資産 | 1,674,519 | 株主資本 | <u>40,910,992</u> |
| 預託金 | 1,000,000 | 資本金 | 10,000,000 |
| | | 利益剰余金 | 30,910,992 |
| | | その他利益剰余金 | 30,910,992 |
| | | 繰越利益剰余金 | 30,910,992 |
| | | 純資産合計 | <u>40,910,992</u> |
| 資産合計 | 777,069,919 | 負債純資産合計 | 777,069,919 |

損 益 計 算 書

(令和4年5月1日から令和5年4月30日まで)

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----------|----------------------|
| 売上高 | | <u>2,085,804,547</u> |
| 売上原価 | | <u>1,912,808,789</u> |
| 売上総利益 | | <u>172,995,758</u> |
| 販売費及び一般管理費 | | <u>39,864,144</u> |
| 営業利益 | | <u>133,131,614</u> |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2,234 | |
| 受取配当金 | 300 | |
| 雑収入 | 5,100,092 | <u>5,102,626</u> |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,132,628 | |
| 雑損失 | 79,994 | <u>2,212,622</u> |
| 経常利益 | | <u>136,021,618</u> |
| 税引前当期純利益 | | <u>136,021,618</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | | <u>13,227,303</u> |
| 法人税等調整額 | | <u>△1,674,519</u> |
| 当期純利益 | | <u>124,468,834</u> |

令和 5 年 度 事 業 計 画 書

| 事 業 名 | 事 業 内 容 |
|--------|--------------|
| 電力小売事業 | 市内公共施設への電力供給 |

令和5年度収支予算書

(単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|----------|------------------|------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 電力小売事業収入 | <u>1,419,623</u> | 売上原価 | <u>1,251,951</u> |
| 売電（公共施設） | 1,417,467 | 託送料 | 253,151 |
| 売電（発電事業） | 2,156 | 常時バックアップ調達 | 24,900 |
| | | 相対電源調達 | 942,388 |
| | | 需給調整委託費 | 31,512 |
| | | 人件費 | <u>1,000</u> |
| | | 給料手当支出 | 1,000 |
| | | 営業費 | <u>30,925</u> |
| | | 業務委託費 | 25,861 |
| | | 広告宣伝費 | 322 |
| | | 会議交際費 | 120 |
| | | 通信運搬費 | 50 |
| | | 消耗品費 | 300 |
| | | 雑費 | 1,600 |
| | | 支払手数料 | 60 |
| | | その他 | 2,612 |
| | | 支払利息 | <u>2,160</u> |
| | | 法人税・住民税 | <u>34,525</u> |
| 合計 | 1,419,623 | 合計 | 1,320,561 |

令和5年報告第27号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年9月30日議決「工事請負の契約の変更について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱一丁目地内）」を経て締結した工事請負変更契約による完成期限「令和5年9月29日」を「令和6年2月29日」に改める。

令和5年報告第28号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年12月17日議決「工事請負の契約について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱町地内）」を経て締結した工事請負契約の完成期限「令和5年8月25日」を「令和5年11月30日」に改める。

令和5年報告第29号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年7月20日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

| 相手方 | 市営住宅等 | 家賃等の滞納額 |
|-----|--------------------------|----------------------------|
| 個人 | 萱林荘 市営住宅1室 駐車区画1区画 | 1,063,500円 (令和5年7月3日現在) |

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその延滞金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、出国した後に家賃等を滞納しており、市営住宅の返還手続も行っておらず、正当な理由なく15日以上市営住宅を使用していない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第4号並びに第54条第1項第2号に規定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和5年報告第30号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

| 相手方 | 市営住宅等 | 家賃等の滞納額 |
|-----|--------------------------|----------------------------|
| 個人 | 仁木荘 市営住宅1室 駐車区画2区画 | 1,917,600円 (令和5年8月8日現在) |

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその延滞金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

加えて駐車区画2区画のうち1区画は許可なく使用しており、区画の明渡指導に応じていない。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和5年報告第31号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年8月18日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年5月1日午後1時55分頃

(2) 場所

岡崎市鴨田町字広元地内の相手方敷地

(3) 内容

職員が岡崎市立大樹寺小学校において、高所作業車を使用して小学校の敷地外に越境し枝の剪定を行なった際、剪定した枝を小学校の敷地内に投げ入れようとしたところ、投げた枝が別の枝に接触したことにより相手方敷地へ落下して相手方所有のフェンスに接触し、当該フェンスの上部を損傷させた。

2 損害賠償額

108,286円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金108,286円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として、金108,286円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

